

市会発議第3号

福知山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和4年6月27日

発議者	福知山市議会議員	吉見	茂久
賛成者	福知山市議会議員	大谷	洋介
〃	〃	紀氏	百合子
〃	〃	野田	勝康
〃	〃	桐村	一彦
〃	〃	森下	賢司
〃	〃	芦田	眞弘
〃	〃	荒川	浩司

福知山市議会議長 高橋 正樹 様

(別紙)

福知山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する  
条例

福知山市議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年福知山市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(加算金及び延滞金)

第14条 会派は、前条第2項の規定により政務活動費の返還を命じられたときは、その命じに係る政務活動費の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該政務活動費の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

2 会派は、前条第2項の規定により政務活動費の返還を命じられ、これを命じられた期限(以下「納期限」という。)までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。